

## 再苦情の申立てに対する札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

### 1 開催日時

令和2年11月19日（木）15：30～16：45

### 2 開催場所

札幌市役所 14階入札室

### 3 出席者

(1) 委員

高野委員長、上机委員、中川委員、平松委員、松村委員

(2) 札幌市職員

財政局管財部長、財政局管財部契約管理課長、財政局管財部契約管理課調査担当係長、財政局管財部契約管理課調査担当職員

### 4 次第

(1) 開会

(2) 再苦情に係る審議

(3) その他

(4) 閉会

### 5 再苦情の申立て概要

(1) 調達（借受）件名及び数量

中央図書館利用サービス課デジタルモノクロ複合機借受2台  
（札幌市告示第5243号）

(2) 再苦情申立人

株式会社三城 代表取締役 小川博嗣

(3) 契約担当課

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

(4) 再苦情申立人が求める事項

契約担当課が行った上記5(1)の調達について、再苦情申立人（以下「申立人」という。）が同課に提示したデジタルモノクロ複合機は、仕様書に

定める同等品条件を満たしていないとして、入札参加資格（仕様書及び借受物品同等品条件に示す同等品で入札する場合は、発注課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること）がないとし、入札を無効とした通知の撤回を求める。

## 6 審議要旨

### (1) 審議事項等について

- 事務局から、本件の審議に係る検討事項等について説明。
- 札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱（以下「再苦情処理要綱」という。）に基づき、入札参加資格がないとされた理由に対し、再苦情の全部を認めるのか否か、または一部を認めるのか、併せて是正のための措置を必要と認めるかについて審議する。
- 入札参加資格がないとされた理由は次の2点。
  - ・申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たすか。
  - ・申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」を満たすか。

### (2) 「申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たすか。」について

- 再苦情等申立申請書4(1)①に「今回指摘を受けたウォームアップタイム要件についても特定メーカーしか存在しない」という記載があるが、「ウォームアップタイム：20秒以下」かつ「FAXの排紙検知ランプが点灯し続ける」という条件を満たす機種は他にあるか。
  - ➔例示品以外は確認できていない。
- 業務上本当に必要な仕様を求めた結果であり、実用新案の取得等により特定メーカーの製品しか入札に参加できなくてもやむを得ないのであって、当該製品を扱っている事業者間での競争で満足するしかないのではないか。特定メーカーの製品でしか入札に参加できないということは、そこまで問題なのか。
  - ➔競争性を高めるため、複数メーカーの製品で参加できるようにすることが原則である。しかし、業務上の必要性がある場合には、特定メー

カーの製品に限定することもやむを得ないと考える。

- 不服申立書の1で「ウォームアップタイム内のリカバリータイム」という記載があるが、一般的に市場で流通しているカタログでは、「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」で区別しているか。

→ 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会が定める「静電複写機及び複合機の表示基準」によれば、「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」は異なるものとして定義されており、確認した限り、「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」は区別されている。

- FAX を使用するために電源を常時入れている実態を考えれば、「リカバリータイム」を同等品条件とすることが適切であったと考えられるが、「ウォームアップタイム：20秒以下」と明示している以上、ウォームアップタイム 24秒の機種を同等品として認めてしまうと、他の競争者との関係で問題があるように感じる。

- 結果、申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たしているとは言えないと判断される。

(3) 「申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備していること（FAX 受信確認、取り忘れ防止のため）」を満たすか。」について

- 仕様書で例示されたメーカーの製品以外にも、FAXの排紙検知ランプが点灯し続けるものが多いか。

→ 他に1社あるようだ。

- FAXの排紙検知ランプが点灯し続ける製品が一般的な時代か、そうでない時代かで事業者の認識も異なると思われる。今日の状況で、点灯し続ける製品が一般的であるとはまではいえないのであれば、点灯し続けることを要する場合はその旨を明確に記載しないと事業者には酷ではないか。

- 「排紙検知ランプが点灯し続ける」というような表現になっておらず、「排紙検知ランプを装備していること」というシンプルな表記になっている。そして、排紙検知ランプは一瞬でも光れば、取り忘れ防止の効果がゼロとはいえない。したがって、「取り忘れ防止のため」と書いてあったとしても、「点灯し続ける」ことまでは要求していないという解釈

はあり得る。

- 「取り忘れ防止のため」といっても、点灯し続けたいといけないのか、例えば点滅の場合はこの条件は満たすといえるのか、といった議論も出てくる。そういったことを考えていくと、この表現では言葉足らずであり、いろいろな解釈ができてしまう。発注部局は「この機能は必須のもの」といっているが、FAXのやり取りを1日にどれくらいするのか。  
→図書館には相互貸借事業があるので、かなりの件数を行うと思われる。
- それだけ1日に何度も行う業務であれば、取り忘れ防止のための機能をわざわざつける必要もないのではないか。外付けで機能を追加できるのであれば、それで十分ではないか。
- 当初、同等品条件を読んだときには、「取り忘れ防止のため」と書いているので、FAX受信時に排紙検知ランプが点灯するだけでは足りず、ずっと点灯しているか、定期的に点滅・点灯を要すると自然に読んだ。ただ、文言解釈として、かっこ書きに「取り忘れ防止のため」と書いていて、本文では「排紙検知ランプを装備していること」としか書いていないので、排紙検知ランプを装備していれば足りるという意見にも一理あると考える。そして、こういった疑義が生じる時点で、この記載では足りないということなのだと思う。
- あまねく普通の方々が解釈をたがえることがあってはいけない。そうでない場合にはもっと詳しく条件を絞り込むべきということだと思う。
- 結果、申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」という条件を満たしていると判断される。

#### (4) 入札参加資格がないとされた理由に対する結論

- 同等品条件に係る申立人の主張のうち、排紙検知ランプに関する部分は認められるが、ウォームアップタイムに関する部分は認められない。
- したがって、再苦情の一部を認めるものの、申立人の入札参加資格はないものと判断される。

#### (5) 是正のための措置について

- 再苦情処理要綱の規定により、再苦情の一部を認める場合において、是

正のための措置を必要と認める場合は、意見書に是正のための措置を示すことになる。本件の入札・契約手続には様々な疑義や、コスト意識が欠けているのではないかと疑われる部分も見られるので、是正のための措置を示すべきではないかと考える。

- 今回示す是正措置は、具体的な仕組みや実行プランを作るというものではなく、若干抽象的に「今回このようなことがあったので今後気を付けるように」というようなものを示すイメージか。

→そのとおり。

- 是正のための措置を示す方法として、再苦情処理要綱第5条第2項に基づき示す場合と、付帯意見として示す場合の2つがあり得るようだが、付帯意見として示した場合は、それに対して市長から講じようとする措置の概要は示されないのか。

→示されない。

- 再苦情処理要綱に基づく是正措置について、再苦情の対象となった入札案件に関する措置のみ可能なのか、今後の入札・契約手続を是正するための措置まで示すことが可能なのか。前者の解釈も可能だが、それだと効果・効力が限定的であり、後者の解釈の方が全部局に気持ちを引き締めってもらうことにもつながるのではないか。

- 文章ではなく、内容を箇条書きにしたり、札幌市の入札・契約手続のマニュアルなどの内容に合わせたりする形で是正措置を示す方法もあり得ると思う。

- 結論として、特に問題となった項目を抜き出して是正されるよう求めることとする。

- 内容については、仕様書の内容を検討する際、まず仕様を具体的にすること、さらに同等条件があるかどうか、さらに経済性を考えて入札価格にそれがどういう風に影響を及ぼすのかまで考えたうえで同等条件を示すこと、なおかつ一般論としては公平・公正性、競争性、それにかかわる費用対効果というような、項目を整理した内容とする。